

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(政策局分)(令和8年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	広報課	228-7402	広報さかい点字版作成業務	特定非営利活動法人点 字民報社	-	R8.4.1	本業務は、広報さかいを点字化した冊子を作成し、視覚障害のある方に対して市民生活に必要な情報を正確に提供することを目的とするものである。 本業務を実施するには、抜粋・要約した広報さかいの記事を基に、概ね7営業日で必要な部数(全市版60~70部・区版60~90部程度)の広報さかい点字版を作成し、市が指定する日までに希望者へ郵送する必要がある。 以上の仕様で適切に履行できる体制を有し、受託意思がある業者は当該業者のみであると確認したため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 広報さかい原版代 3,000円/枚他
2	広報課	228-7402	広報さかい声のデジ版作成 業務	特定非営利活動法人 堺 市視覚障害者福祉協会	-	R8.4.1	本業務は、広報さかいの記事を音訳し、視覚障害のある方に対して市民生活に必要な情報を正確に提供することを目的とするものである。 当該業者は、毎月短期間で市が指示する組数の広報さかい声のデジ版を作成・配送でき、市内で受託意思のある唯一の業者であると確認したため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	契約単価 2,343円/組
3	広報課	228-7402	「広報さかい」令和8年5月号全戸 宅配業務	株式会社YDS府下南部地区 本部	—	R8.4.1	当業務は、広報さかいを市内全戸・全事業所に配布するものである。広報さかいは、市政や市民生活に関わる情報等を掲載する本市の基幹的な広報媒体であり、情報のセーフティネットとして、確実かつ速やかに市民に届ける必要がある。広報紙は、高齢者をはじめ、インターネット等による情報取得が難しい方にとって、市政情報入手する主要な手段であることから、各区役所での配架や市ホームページへの掲載のみでは、防災や福祉などの必要な情報を適切に届けることが困難であり、全戸宅配を行わない場合、市民生活に著しく支障を生じさせる可能性がある。 また、当業務では、市民等に速やかに情報を届けるため、月末の5日間で市内全戸・全事業所へ広報紙を宅配する必要があり、業務の開始前には、配布員の確保や研修実施、配布ルールの把握や地域特性の理解が不可欠である。 さらに、業務に当たっては、市民等からの苦情・要望、集合住宅や事業所ごとの配布方法、配布禁止箇所など、配布に関する個別の留意事項を十分に把握する必要があり、これらが適切に引き継がれない場合は、トラブルの発生や本市への信用低下につながるおそれがある。 今回、当業務の入札を実施したところ、1回目及び再入札において1者(株式会社YDS府下南部地区本部)から応募があったが不調となった。今後、再度一般競争入札を実施する予定であるが、令和8年5月号の宅配については、適切な事務体制の確保と引継ぎに概ね1か月程度の準備期間を要し、現契約業者以外の事業者では対応が困難である。 以上を踏まえ、令和8年5月号の宅配について、現契約業者の株式会社YDS府下南部地区本部と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	1者随契	単価契約 35.31円/部
4	広報課	228-7402	OMS運用保守業務	株式会社日立社会情報 サービス エンタープライズ サービス営業部	13,620,552	R8.4.1	本業務はホームページ管理システムの運用保守を行うものであり、適切な履行にはホームページ管理システムに係る詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠であり、当該知識等を有しない者が既存システムの運用保守作業を行うことは不可能である。 仮に詳細な知識等を有しない者が履行する場合は、本システムの詳細な知識等を有していないことから、ホームページの閲覧不能やシステムの更新不能など重大な不具合が起こり得たり、障害発生時に即座に対応できない等、システムの安定稼働に重大な影響を与えることが予想されるため、本業務を詳細な知識等を有しない者に履行させることはできない。 ホームページ管理システムについての詳細な知識等を有している者は本システムを開発した株式会社日立社会情報サービス以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
5	市政情報課	228-7475	「市民の声」共有システム保守運用 業務	株式会社ワイイーシー ソリューションズ	1,452,000	R8.4.1	「市民の声」共有システム(以下「本システム」という。)は、市民等から寄せられる意見等について、庁内ネットワークを利用してシステムに入力し、所管部署へ伝達するなど、意見等をデータベース管理するものである。 本業務は本システムの正常稼働を目的としたOS等のパッチ適用、人事異動等に伴う各種権限の設定変更のサポート、操作方法等の問合せ対応のほか、障害対応といった保守運用業務である。 本システムの通常稼働を妨げることなく、本業務を適切に履行するためには、本システムのプログラムをすべて熟知し、システム構成や操作等、本システムに係る詳細な知識や技術を有していることが必要不可欠である。 仮に本システムにかかる詳細な知識等を有しない者が行った場合、適切なシステムの稼働ができないだけでなく、設定誤りや障害発生時に適切な対応ができないなど作業遅延等が生じることで、本システムの稼働に支障が生じ、他の部局や市民等に影響を及ぼすおそれがある。 以上のことから、当該知識等を有しない者以外には本システムの保守運用の適切な履行は見込まず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 これらの理由から、本業務を適切に履行できる者は、本システムに精通し、保守運用を適切に行い安定した稼働が確実に見込める業者である株式会社ワイイーシーソリューションズ以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	